

# 第2次大分県バイオマス活用推進計画

令和8年3月

大分県



## 目 次

第 1	バイオマス活用推進計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景と目的	・・・・・・・・・・ p1
2	計画の位置づけ	・・・・・・・・・・ p1
3	計画期間	・・・・・・・・・・ p2
第 2	現状及び課題について	
1	バイオマスの発生及び再生利用の現状	・・・・・・・・・・ p3
2	各バイオマスの現状及び課題	・・・・・・・・・・ p5
第 3	取組方針について	
1	バイオマス資源活用の基本的事項	・・・・・・・・・・ p10
2	各バイオマスの取組方針	・・・・・・・・・・ p11
第 4	バイオマスの利用目標について	
1	数値目標	・・・・・・・・・・ p14
第 5	推進体制について	
1	推進体制	・・・・・・・・・・ p15
2	県の役割と関係者のつとめ	・・・・・・・・・・ p15
第 6	計画の評価について	
1	計画の評価	・・・・・・・・・・ p17

# 第1 バイオマス活用推進計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を示す概念であり、「動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）」です。こうした資源は、農山漁村の活性化や地球温暖化の防止、循環社会形成といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものであることから、その活用の推進を加速化することが強く求められています。

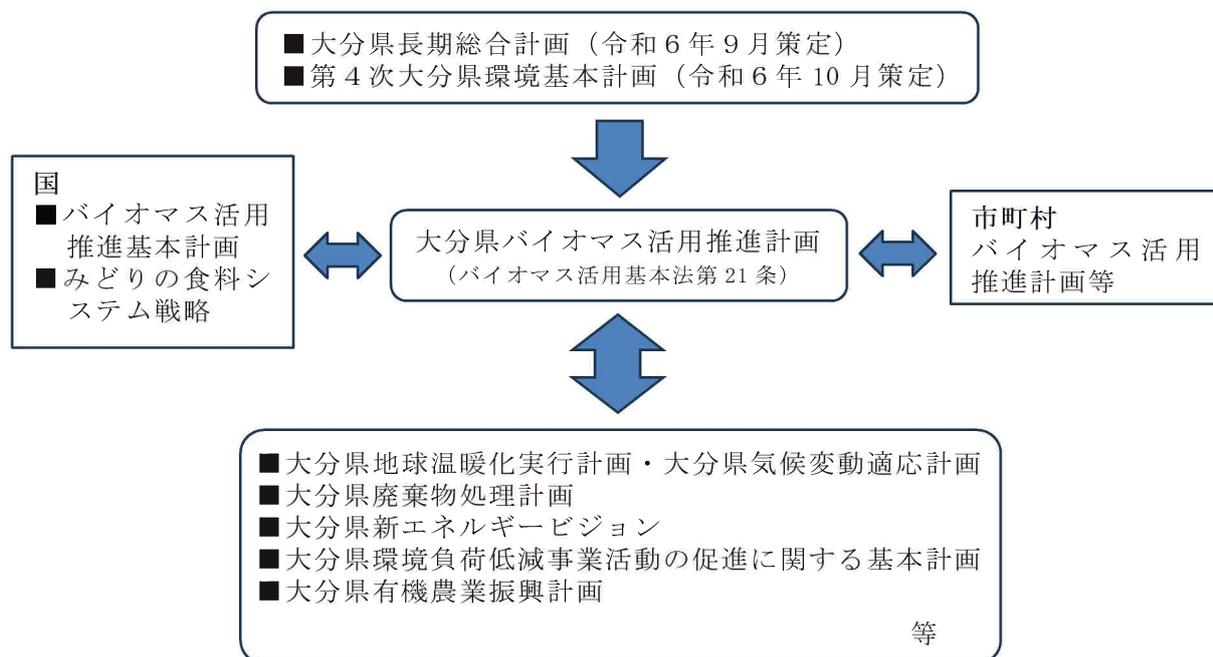
こうした中、国は「バイオマス活用推進基本法（以下「基本法」という。）」を2009年（平成21年）6月に制定し、2010年（平成22年）10月に「バイオマス活用推進基本計画」を策定し、その後、2022年（令和4年）9月に「バイオマス活用推進基本計画（第3次）」に改定しました。さらにその間、環境負荷軽減のイノベーションを推進することを目的に「みどりの食料システム戦略」を2021年（令和3年）に策定し、2022年（令和4年）4月には「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が施行されました。

本県においても、平成28年3月に「大分県バイオマス活用推進計画（以下「前計画」という。）」を策定し、バイオマスを最大限活用する取組を推進してきたことにより、計画目標を達成しています。また、令和6年度には本計画の上位計画である「大分県長期総合計画」、「第4次大分県環境基本計画」が策定されました。「みどりの食料システム戦略」や「みどりの食料システム法」を推進し、農林水産業の生産力の向上と持続性の両立や、地域資源であるバイオマスの循環利用・最大活用を図るため、「第2次大分県バイオマス活用推進計画（以下「本計画」という。）」では、前計画の課題や関連する計画、国の基本計画等を踏まえ、今後取り組むべき施策の基本的な方向性を明らかにすることとします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、基本法に基づく都道府県計画であるとともに、大分県長期総合計画、大分県環境基本計画の部門計画であり、地球温暖化対策の推進や循環型社会を構築していくための計画として位置づけます。

また、本県の地球温暖化対策実行計画や廃棄物処理計画等とも連携を図ります。



### 3 計画期間

計画期間は、2026年度（令和8年度）を初年度とし、2035年度（令和17年度）までの10年間とします。

ただし、中間年にあたる2030年度（令和12年度）に中間評価を実施するとともに、必要に応じて本計画の見直しをおこないます。

## 第2 現状及び課題について

### 1 バイオマスの発生及び再生利用の現状

県内におけるバイオマス発生量の現状は、畜産業から発生する家畜排せつ物、廃木材や下水汚泥などの廃棄物系バイオマスと山林未利用材（間伐材等）や稲・麦わら、もみ殻など未利用バイオマスを合わせて、年間約 200 万 t が発生していると推計されています。

分類	小分類	対象品目
廃棄物系バイオマス	家畜排せつ物	牛、豚、鶏等の家畜糞尿
	食品廃棄物	食品製造、加工残さ
		一般廃棄物系の生ゴミ（厨芥類）
		ビールかす、焼酎かす
	木質バイオマス	建設発生木材、製材所廃木材等
	下水汚泥等	公共下水汚泥、集落排水汚泥等
水産廃棄物	水産加工残さ	
	未利用系バイオマス	農作物非食用部
		林地残材
		稲わら、もみ殻、麦わら
		山林未利用材（間伐材）

近年は、バイオマスエネルギーへの利用として、廃木材や建設発生木材、山林未利用材などの木質系バイオマスの利用が進んでいるほか、下水汚泥等はセメント原料や固形燃料として再生利用が進んでいます。

このような状況の中、バイオマス資源の利用率は、2024 年度（令和 6 年度）において、廃棄物系バイオマスで 98.8%、未利用系バイオマスで 94.2%となっています（一部未確定値を含む）。

また、県内 7 市町（日田市、宇佐市、佐伯市、九重町、玖珠町、竹田市、杵築市）においては、「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づく、バイオマスタウン構想を策定、さらに、佐伯市、臼杵市、竹田市、国東市では「バイオマス産業都市」に選定されています。これらの市町だけではなくその範囲を超える広域的なバイオマスの利活用を推進します。

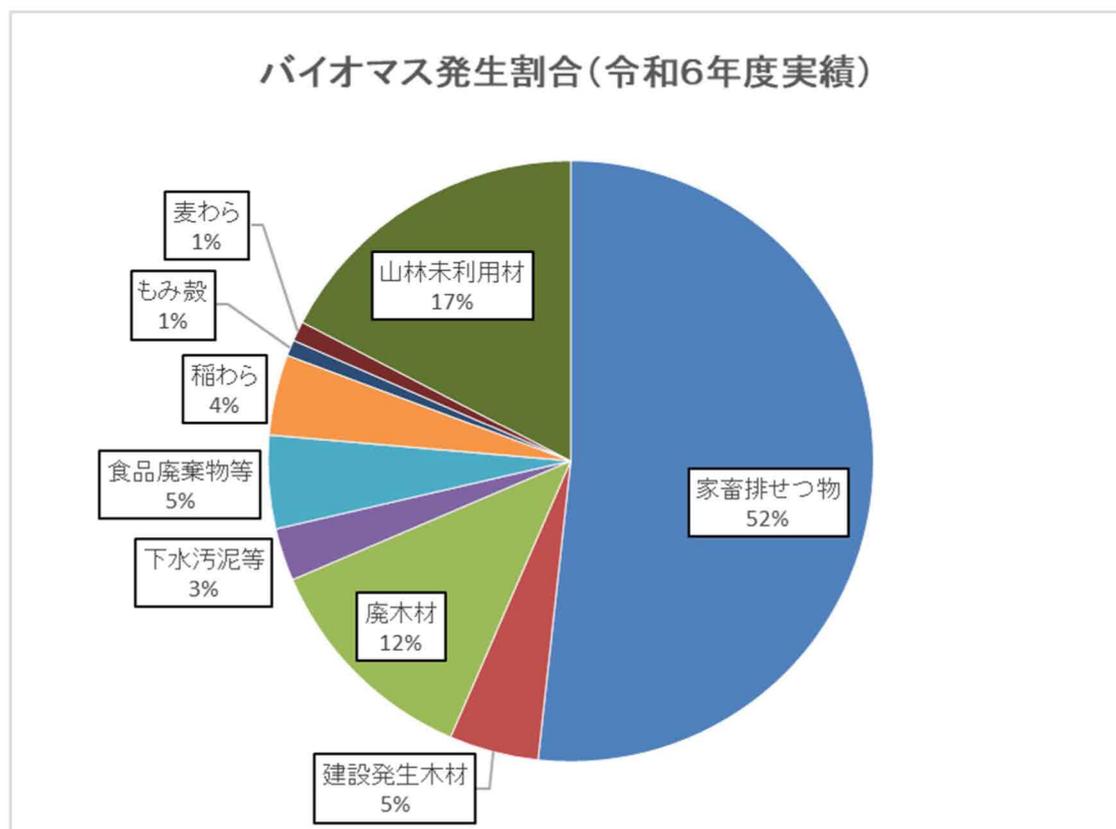
県下におけるバイオマス資源の再生利用状況等を以下に示します。なお、発生量、及び再生利用量は大分県調べの数値ですが、食品廃棄物等に関しては県では把握はしていないものの、バイオマス資源として重要な資源である

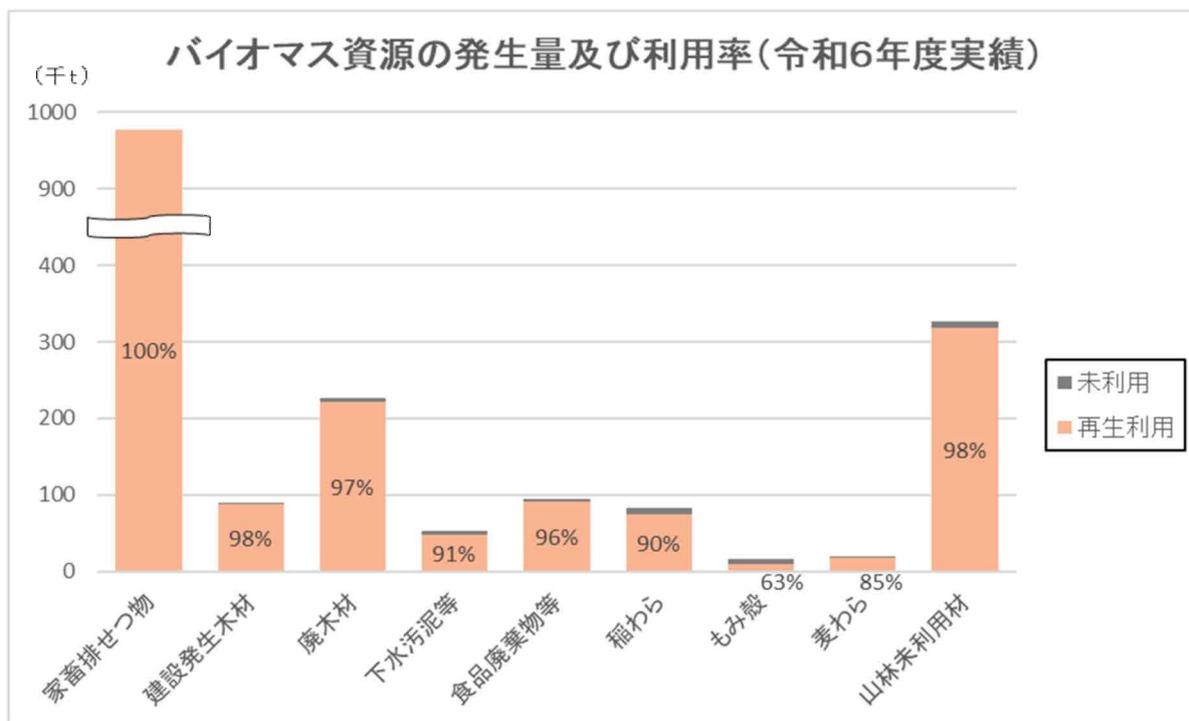
ため、農林水産省公表の「食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量」を参考数値としてとりまとめます。

### バイオマス資源再生利用の推移

大項目	対象品目	2016(平成28)年度(H27実績)			2020(令和2)年度(R元実績)			2025(令和7)年度(R6実績)		
		発生量(t)	利用量(t)	利用率(%)	発生量(t)	利用量(t)	利用率(%)	発生量(t)	利用量(t)	利用率(%)
廃棄物系バイオマス	家畜排せつ物	960,986	960,986	100.0	990,243	990,243	100.0	977,330	977,330	100.0
	建設発生木材	75,204	68,518	91.1	80,364	77,916	97.0	90,243 <sup>※</sup>	88,443 <sup>※</sup>	98.0
	廃木材	226,704	217,117	95.8	244,971	237,867	97.1	227,359	221,002	97.2
	下水汚泥等	57,472	52,765	91.8	56,111	50,689	90.3	53,372	48,099	90.1
	食品廃棄物等	118,378	107,278	90.6	97,152	94,948	97.7	94,803 <sup>※</sup>	90,640 <sup>※</sup>	95.6
	小計	1,438,744	1,406,664	97.8	1,468,841	1,451,663	98.8	1,443,107	1,425,514	98.8
未利用系バイオマス	稲わら	129,475	114,997	88.8	117,345	107,485	91.6	82,221	74,376	90.5
	もみ殻	29,820	23,669	79.4	31,285	24,493	78.3	16,235	9,845	60.6
	麦わら	8,900	7,730	86.9	26,018	18,840	72.4	20,118	16,634	82.7
	山林未利用材	318,013	138,450	43.5	312,824	160,460	51.3	327,831	319,493	97.5
	小計	486,208	284,846	58.6	487,472	311,278	63.9	446,405	420,348	94.2
計	1,924,952	1,691,510	87.9	1,956,313	1,762,941	90.1	1,889,512	1,845,862	97.7	

※建設発生木材および食品廃棄物等の令和6年度実績値については未確定のため、前年度実績値を見込み値としている。(以下、同様。)





## 2 各バイオマスの現状及び課題

### (1) 家畜排せつ物

#### <現状>

家畜排せつ物は、年間 977,330 t 程度（令和6年度）が発生しているものと推計されています。その殆どは堆肥化され、土づくりのために耕作地で利用し、資源循環が図られています。

家畜排せつ物の発生量は、飼養戸数や飼養頭数に連動し、畜産業の盛んな地域に偏在する傾向があることから、耕畜連携の取組により県内での広域流通に積極的に取り組んでいます。

#### <課題>

家畜排せつ物の殆どは、堆肥化され耕作地等で活用されています。一方で、畜産業の盛んな地域の一部における堆肥の偏在化が課題となっています。この課題を解消するため、耕種農業の盛んな地域と畜産業の盛んな地域で堆肥需給のマッチングを図っており、今後も継続して広域流通に向けた耕畜連携の取組を推進する必要があります。

また、堆肥の広域流通を推進するにあたり、輸送や散布に要するコスト負担と、実行する組織の育成や、必要な施設機械等の整備が課題となっています。

## (2) 建設発生木材

### <現状>

令和5年度における建設業から排出される建設発生木材について、大分県全体で90,243 t（第6次大分県廃棄物処理計画等実態調査(令和7年3月)）が発生し、このうち88,443 t、発生量の98.0%が再生利用等で有効活用されています。

再生利用については、大部分が破砕処理後に木質チップとして利用されており、その用途としては、堆肥原料や畜舎の敷料等の農業資材としての活用のほか、固形燃料の原料としても活用されています。

### <課題>

未利用建設発生木材の大部分は、家屋解体廃材等の各種廃棄物が入り交じった、いわゆる混合廃棄物と呼ばれる状態となっているものであり、現場における分別解体の徹底及び分別した個別品目毎の施設への搬入徹底など、混合廃棄物のより一層の選別処理が必要となっています。

## (3) 廃木材

### <現状>

廃木材は、県内の原木市場および製材工場で発生するバーク（樹皮）や製材端材（チップ、鉋屑等）があります。

バークは、主に堆肥や緑化基盤材等に利用されていますが、一部は産業廃棄物として処理されています。製材端材は、主に製紙原料やバイオマス発電の燃料、家畜の敷料などに利用されています。

また、一部の製材所では、木くず焚きボイラーを導入し、発生したバークや製材端材を乾燥機の熱源として自社で利用しています。

### <課題>

バーク堆肥や緑化基盤材の需要は減少傾向にあり、バークを安定的に処理することが課題となっています。このため、バークを、木くず焚きボイラー等を導入している製材所に持ち込む取組も進んでいますが、輸送コストや受入許容量の問題もあります。また、木くず焚きボイラーで発生する灰は、産業廃棄物で処理することが多いため、処理コストの問題も発生しています。

さらに、バークのバイオマス発電所での利用は、チップと比較し灰分が多いこと、エネルギー変換率が低いこと、バイオマス認証が複雑であること、輸送コストの問題などから、なかなか進んでいません。

製材端材については、主に製紙原料、バイオマス発電の燃料の継続した需要が見込まれています。

#### (4) 下水汚泥等

##### <現状>

公共下水道からは年間約 43,500 t の下水汚泥（脱水ケーキ）が発生しており、セメント原料、固形燃料、堆肥など多岐にわたり概ね全量が有効活用されています。大分市での固形燃料化や、中津市での消化ガスを利用した売電事業など、リスク分散を図りながら再利用しています。

一方、集落排水からは年間約 11,000 t（湿潤重量）の汚泥が発生し、そのほとんどがセメントや堆肥の原料として利用されるものの、一部では焼却処分も行われています。

##### <課題>

物価高騰やセメント需要減少に伴う、運搬費増加のほか、大分市に固形燃料化施設を利用する 8 市町においては、大分市への受入料が増加しております。よって安定的な活用事業者を引き続き確保することが課題となっています。

集落排水では発生汚泥の堆肥化による農地還元を進めるものの、一部、焼却処分を行っていることが課題です。また、人口減少による発生量減や、脱水装置を持たない施設でのバイオマス活用に課題が残っています。

#### (5) 食品廃棄物等

##### <現状>

食品関連事業者から排出される食品廃棄物等については、平成 13 年に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）」により、畜産飼料や堆肥等への利用が進んでいます。

県内で多く排出されるビールかす（モルトフィード）、焼酎かす、もろみかす、柑橘類等の搾りかすなどは、畜産飼料や堆肥・肥料、さらには食品素材への利用やメタン発酵によるエネルギー利用が行われています。

##### <課題>

食品廃棄物等に関しては、適正分別を徹底し、飼料や堆肥として再生利用・資源化処理を進めるとともに、再資源化を行う施設整備や品質確保、安定供給が重要です。

#### (6) 稲わら

##### <現状>

令和 6 年度の稲わらの発生量は、大分県全体で 82,221 t あり、このうち 74,376 t、発生量の 90.5% が再利用されている状況にあります。なお、水稻

の作付面積は、多い順に、宇佐市、豊後大野市、竹田市、中津市、大分市となっています。

稲わらは、すき込みによる地力向上、堆肥の原料、飼料、畜舎敷料、園芸用マルチ資材、その他加工用として活用されています。

#### <課題>

生産者の高齢化等により、稲わらのすき込みや持ち出しが難しくなっていることから、まだ一部のほ場での焼却処分が見られます。

また、稲わらの有効活用には、畜産農家と連携した飼料としての利用や堆肥化が重要となります。

### (7) もみ殻

#### <現状>

令和6年度のもみ殻の発生量は、大分県全体で16,235tあり、このうち9,845t、発生量の60.6%が再利用されている状況にあります。なお、水稻の収穫量は、多い順に、宇佐市、豊後大野市、竹田市、中津市、大分市となっています。

もみ殻は、畜舎敷料、堆肥の原料、床土資材、燃料、くん炭、園芸用マルチ資材、暗きよ資材等として活用されています。

#### <課題>

もみ殻は比重が小さいことから、運搬コストが課題となっています。また、生のままでは、ケイ酸資材として利用しにくいことから、炭化等の処理が必要となります。

### (8) 麦わら

#### <現状>

令和6年度の麦わらの発生量は、大分県全体で20,118tあり、このうち16,634t、発生量の82.7%が再利用されている状況にあります。なお、麦の作付面積は、多い順に、宇佐市、中津市、国東市、豊後大野市、豊後高田市となっています。

麦わらは、すき込みによる地力向上、畜舎敷料、堆肥の原料、園芸用マルチ資材、飼料等として活用されています。

#### <課題>

生産者の高齢化等により、麦わらのすき込みや持ち出しが難しくなっています。

また、後作の稲の移植作業に支障があることから、ほ場での焼却処分が多

く見られます。

## (9) 山林未利用材

### <現状>

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の導入（平成 24 年）以降、県内外において多くの木質バイオマス発電所が稼働を開始しています。このため、燃料材の需要が急激に増加し、マテリアル利用を始めとした既存事業者との競合や、森林資源の持続的利用等への懸念が生じています。

木質バイオマス発電所の運営には、燃料用チップの安定的供給が必要であるが、供給者側の原木の低コスト生産システムや、燃料用チップの供給体制が十分に整っているとは言えない状況にあります。

### <課題>

木質バイオマス発電所が全国各地で稼働し、燃料材の安定調達や発電コストの 7 割を占める燃料費の低減が課題となっています。特に近年は、発電施設の増加、合板や製紙向け需要との競合、円安による輸入燃料の調達コストの上昇等により、燃料材の安定調達への懸念が高まっています。

このため、森林資源のカスケード利用を徹底し、従来であれば林内に放置されていた未利用の木材を燃料とすることを基本として木材の利用を進める必要があります。加えて、製材所やチップ工場が利用していない「短コロ（根元の不要材）」や「枝葉」といった材料の集出荷体制の整備が必要となっています。

しかしながら、急峻な地形や高性能林業機械の不足、道路網や原木集積土場の未整備等により効率的な集出荷体制は整っておらず、また、竹や広葉樹等のバイオマス燃料利用は行われていません。

今後は、山林未利用材の安定的な供給システムを構築することが急務となっています。

## 第3 取組方針について

### 1 バイオマス資源活用の基本的事項

バイオマスは、再生可能な資源であり、これを製品の原材料や、エネルギー源として活用することは、持続可能な地域社会の構築に必要なものです。

また、県内に広く存在するバイオマスを活用した、新たな産業の育成に伴い、中山間地域の活性化が期待できることから、活用推進に対する様々な課題を整理しながら、バイオマスの新たな収集システムや加工技術を検討し、活用の拡大を図るものとします。

#### (1) 総合的、一体的かつ効果的な推進

多くのバイオマスは「広く薄く」存在し、含水率が高く、かさばる、塩分率が高い、腐敗するため貯蔵が難しい、発生地から搬出するコストが高いなど、扱いに不利な特性があるものが多くあります。

そのため、効率的な収集システムの確立、幅広い用途への活用など、バイオマスを効果的に活用する取組を総合的に実施して、経済性を向上させることが極めて重要です。

このため、様々な関係者が一体となって、バイオマスの発生から利用までの総合的なシステムを検討・構築する必要があります。

#### (2) 地球温暖化の防止

2005年（平成17年）に「京都議定書」が発効され、その後も毎年COP（国連気候変動枠組条約締約国会議）で地球温暖化対策に関する交渉が重ねられています。2015年（平成27年）には、途上国を含むすべての国・地域の合意のもと「パリ協定」が採択され、2020年（令和2年）以降の地球温暖化対策に関する新たな国際的枠組みが構築されました。我が国においても「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において脱炭素化を進展させるためにバイオマスの活用が求められています。

また、2025年（令和7年）2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入することとされており、バイオマス発電の拡大が目指されています。

### (3) 循環型社会の形成

循環を基調とする地域社会の構築のため、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rに沿った減量化・再資源化を推進し、バイオマスをエネルギー源として有効利用を進めます。

### (4) 先駆的なビジネスモデルによる産業の発展

県内に広く薄く存在するバイオマスを効率的に活用するためには、多くの業種が連携して、先駆的なビジネスモデルの構築等を図ることにより、新たな産業として育成する必要があります。

特に、農林水産業と様々な異業種の連携を推進することで、製品利用やエネルギー活用における用途拡大を図ります。

### (5) 地域の主体的な取組の促進

バイオマスは、その発生源に近い場所で利用されることが効率的であることから、県内一律の取組ではなく、各地域における賦存状況に応じた取組が必要です。そのため、各地域におけるバイオマスの賦存量の的確な把握に努めます。

### (6) 社会的機運の醸成

バイオマスの活用は、地球温暖化防止に有効であることや、限られた資源をむだにしない、価値観を大切にするなど、バイオマスの活用促進に県民それぞれが自主的かつ積極的に取り組む社会的機運の醸成を促進します。

### (7) 環境の保全への配慮

バイオマスは、持続的に再生可能な資源であるが、生態系のバランスが崩れるような過剰な利用が行われた場合、その持続的な再生が損なわれるだけでなく、自然環境等に悪影響を及ぼす恐れがあります。このため、バイオマスの活用を推進するにあたっては、環境の保全への配慮が必要です。

## 2 各バイオマスの取組方針【担当課・室】

### (1) 家畜排せつ物【畜産技術室】

家畜排せつ物は、これまでと同様に堆肥として土づくりのために利用し、耕畜連携を一層推進することを基本とします。

このため、畜産業の盛んな地域で偏在化する堆肥を、耕種農業の盛んな地域へ円滑に広域流通できるよう、堆肥需給のマッチングやその運搬、散布を行う担い手の育成に対する支援を通じて推進していきます。

その際、環境保全に配慮しながら、より良質な堆肥を適正に施用するよう指導することとしています。

#### (2) 建設発生木材【循環社会推進課】【建設政策課】

混合廃棄物については、建設リサイクル法に基づく分別解体の徹底を図り、その発生を未然に防止するとともに、やむを得ず発生したものについても、選別処理による分別を行い、適切に再生利用が行われるよう取り組みます。

#### (3) 廃木材【林産振興室】

林業事業者や製材事業者に対し、木くず焚きボイラーや破砕機の導入を支援し、バークの受け入れが可能な製材所の新設、規模拡大を図ります。また、木質バイオマス発電所におけるバーク利用を進めるため、バークの効率的な収集・運搬方法等について関係者と協議し、受入体制の構築に取り組みます。

副産物として発生する灰については、セメント原料や路盤材などの建設資材といった利活用方法を研究し、処分コストの削減を推進します。

#### (4) 下水汚泥等【公園・生活排水課】

下水汚泥の有効利用は、セメント原料や固形燃料を中心に 100%を継続しつつ、物価高騰や国策を受け肥料化も視野に入れていきます。

一方、集落排水施設は、引き続き農地還元を推進し、貴重なバイオマス資源として多角的に活用していくことを目指します。将来的には集落排水施設の一部を下水処理施設と統合することで、燃料化も進める方針です。

全体を通して、処分費や運搬費のコスト高騰が課題であり、安定的な処分先の確保と費用抑制に努めつつ、地域内外の施設連携や技術改善を通じて、効率的かつ持続可能な汚泥処理体制を構築していきます。

#### (5) 食品廃棄物等【循環社会推進課】【地域農業振興課】【畜産技術室】 【水産振興課】

食品製造事業者等から発生する焼酎かすやカボス搾汁かす等は、家畜飼料や堆肥として利用される有用なバイオマス資源です。そのため、食品リサイクル法に基づく分別収集の推進や、生ごみ、廃食用油、水産加工残さなどの水産系リサイクル資材等、再生資源の活用を促進します。

(6) 稲わら【水田畑地化・集落営農課※】

耕種農家と畜産農家等とのマッチングを行い、飼料や堆肥としての活用を推進します。

また、ほ場の地力の向上を図るため、すき込みを推進します。

(7) もみ殻【水田畑地化・集落営農課※】

ライスセンターを起点として、畜産農家での利用や水田の土壌改良材、燃料、園芸用マルチ資材としての利用を推進します。

(8) 麦わら【水田畑地化・集落営農課※】

耕種農家と畜産農家等とのマッチングを行い、飼料や堆肥としての活用を推進します。

また、ほ場の地力の向上を図るため、すき込みを推進します。

(9) 山林未利用材【林産振興室】

山林未利用材の安定的な供給システムを構築するため、高性能林業機械や移動式チップターの導入、全木集材による枝条の活用、林地残材の効率的な収集・運搬システムの構築などに取り組みます。

また、発電事業者による燃料材の安定調達や既存需要者への影響の観点から、国のガイドラインに基づき、発電事業者の燃料調達計画の確認を実施していきます。更には、発電時に生じる熱利用を効果的に進めるため、地域と連携しコージェネ利用を促進します。

※「水田畑地化・集落営農課」は 2026 年度（令和 8 年度）の組織改正により「農地活用・営農推進課」へ改称する。

## 第4 バイオマスの利用目標について

### 1 数値目標

令和17年度におけるバイオマス全体の利用率96%を目標とします。バイオマスの種類ごとの利用率の目標は以下のとおりです。

項 目	(現状) 令和7年度 (R6実績)			(目標) 令和17年度 (R16目標)			
	発生量 (t)	再生利用量 (t)	利用率 (%)	発生量 (t)	再生利用量 (t)	利用率 (%)	
廃棄物系 バイオマス	家畜排せつ物	977,330	977,330	100.0	1,059,678	1,059,678	100.0
	建設発生木材	90,243*	88,443*	98.0	82,339	80,696	98.0
	廃木材	227,359	221,002	97.2	355,961	348,842	98.0
	下水汚泥	53,372	48,099	90.1	56,600	53,770	95.0
	食品廃棄物等	94,803*	90,640*	95.6			
	小 計	1,443,107	1,425,514	98.8	1,554,578	1,542,986	99.3
未利用系 バイオマス	稲わら	82,221	74,376	90.5	76,400	72,580	95.0
	もみ殻	16,235	9,845	60.6	15,000	12,000	80.0
	麦わら	20,118	16,634	82.7	31,700	26,945	85.0
	山林未利用材	327,831	319,493	97.5	369,600	314,000	85.0
	小 計	446,405	420,348	94.2	492,700	425,525	86.4
合 計	1,889,512	1,845,862	97.7	2,047,278	1,968,511	96.2	

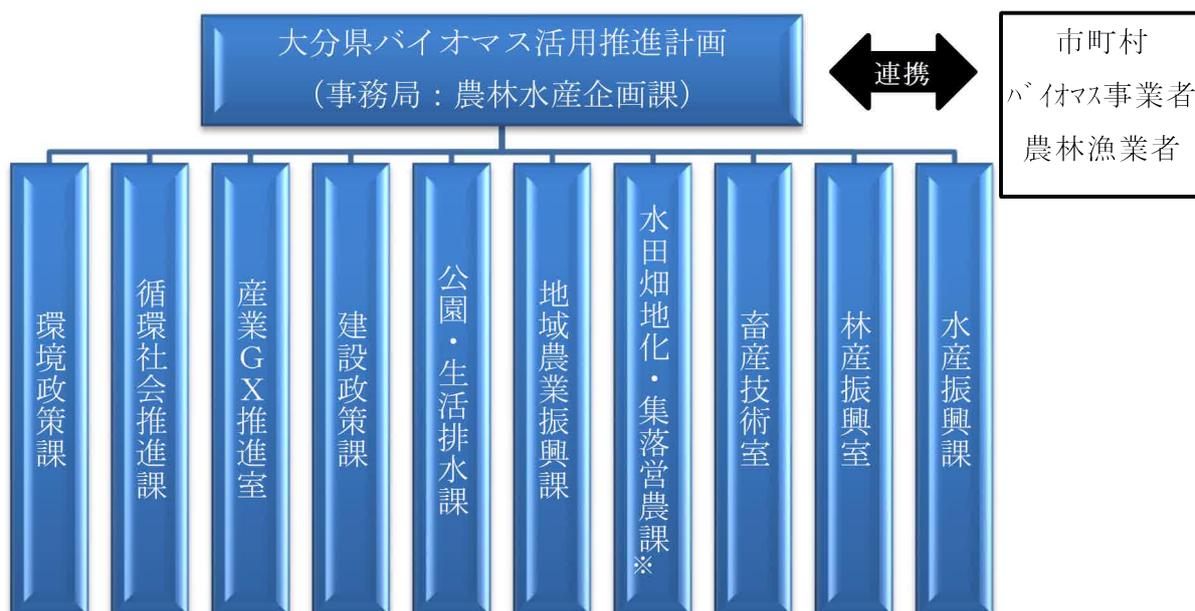
(注1) 建設発生木材および食品廃棄物等の令和6年度実績値については未確定のため、前年度実績値を見込み値としている。

(注2) 食品廃棄物等は、関係事業者数が流動的であるため目標設定はしない。実績値については農林水産省公表の食品リサイクル法に基づく定期報告の結果を参考値とする。

## 第5 推進体制について

### 1 推進体制

バイオマスの活用を推進するため、関係者が目標を共有して連携をとりながら調整を図り、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。そのため、「大分県バイオマス活用推進計画」に関係する各課室、及び市町村、バイオマス事業者等と総合的に連携をとり、推進を図っていきます。



※「水田畑地化・集落営農課」は2026年度（令和8年度）の組織改正により「農地活用・営農推進課」へ改称する。

### 2 県の役割と関係者のつとめ

#### (1) 県

先進的な活用事例や、新たな用途の情報などを収集・提供することにより、県民への啓発に努めるとともに、試験研究機関における研究開発に取り組むほか、市町村の範囲を超える広域的なバイオマス活用システムの構築を図ります。

また、バイオマス関連施設が設置されている市町村を中心に、バイオマス活用推進計画の策定を働きかけるとともに、各種情報の提供など計画策定の支援に努めます。

## (2) 市町村

地域におけるバイオマスの発生状況と活用状況を把握するとともに、バイオマス活用の意義や活用の方向性等を示し、住民への啓発に努めることが期待されます。

あわせて、市町村バイオマス活用推進計画に基づき、地域におけるバイオマス活用システムの構築に計画的に取り組むほか、市町村関連施設や事業等において、バイオマス製品等の積極的な活用努力が求められます。

## (3) 農林漁業者等

中山間地域において、地域に由来する資源を活用した新たな産業の展開（6次産業化）は、農山漁村の活性化に重要な取組です。

農林漁業者は、自らの生産活動そのものが、バイオマスの供給を伴うものであると同時に、耕畜連携などで、堆肥や飼料などとして、バイオマス資源を積極的に活用する使用者でもあることを自覚し、資源循環型社会を实践することが望まれます。

また、近年高騰している重油の代替資源として、木質バイオマス等の積極的な利用も望まれます。

## (4) バイオマス事業者

様々なバイオマス発生を伴う生産活動をしている事業者において、廃棄しているものを燃料利用や堆肥化などにより資源化する取組を拡大されることが期待されます。

さらに、バイオガスによるエネルギー利用や、マテリアル変換による高度な資源化の研究開発に取り組むことが期待されます。

## 第6 計画の評価について

### 1 計画の評価

本計画の目標年度である2035年度（令和17年度）に掲げた各項目の数値目標を達成することを目指して、毎年度、進捗状況を把握・確認及び検証し、必要に応じてその見直しを行います。

#### （1）中間評価の実施

計画の策定から5年が経過した時点、2030年度（令和12年度）に、バイオマスの利用量・利用率等を基に、計画の進捗状況や取組の効果について、中間評価を実施します。

また、バイオマスに関する状況の変化や、中間評価の結果を踏まえ、柔軟に本計画に検討を加え、必要があると認めた場合は、本計画の内容を変更します。

#### （2）事後評価の実施

計画期間の最終年度の、2035年度（令和17年度）において、バイオマスの利用量・利用率等を把握し、計画の進捗状況や取組の効果を評価します。